

令和6年4月利用分から  
補助対象を第2子以降に拡大！

ゆうあいひろばの「一時預かり保育」と  
「ファミリーサポートセンター」の利用料を全額補助します

## 01 補助の対象

- 一時預かり保育（ゆうあいひろば）
- ファミリーサポートセンター

## 02 対象となる保護者

宇都宮市に住所がある方で、  
18歳未満の子（※<sup>1</sup>）を2人以上養育している方



## 03 補助対象となる利用者

18歳未満の子（※<sup>1</sup>）のうち、第2子（※<sup>2</sup>）以降の子どもの利用が対象となります。

（※<sup>1</sup>）18歳未満の子とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもです。

（※<sup>2</sup>）ファミリーサポートセンター利用料の補助のうち、第2子については未就学児に限ります。

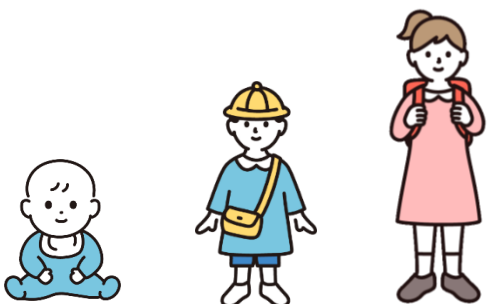
### 補助対象となる子どもの年齢について

	第2子	第3子
一時預かり保育（ゆうあいひろば）	未就学児	未就学児
ファミリーサポートセンター	未就学児まで	小学校6年生まで

### 第2子の数え方

例1

子どもが3人いて  
全員が18歳未満



第3子

第2子

第1子

補助対象

例2

子どもが4人いて  
一番上の子が18歳以上



第3子

第2子

第1子

(18歳以上)

補助対象

## 04 補助額や申請などについて

補助の対象	一時預かり保育(ゆうあいひろば)	ファミリーサポートセンター
補助額	利用料の全額を補助します。	協力会員に対して支払った報酬の全額を補助します。 ただし、 <u>補助対象となる利用時間はお子さま一人当たり月64時間までです。</u> <u>※利用をキャンセルした際に生じた報酬、交通費等の実費については補助対象外です。</u>
提出するもの	・「一時預かり保育事業利用料補助金交付申請書」 ・「領収書(原本)」を月ごとにまとめて添付(ホチキス留め)	・「ファミリーサポートセンター事業利用料補助金交付申請書」 ・「援助活動報告書(原本)」を月ごとにまとめて添付(ホチキス留め)
申請期間	一時預かり保育・ファミリーサポートセンターを利用した日の翌月1日から1年以内 <u>※1年を経過したものは補助対象となりません。</u>	
提出先	子ども政策課(市役所本庁舎2階) ※ 複数月分をまとめて申請できます。	

- ・「領収証書」や「援助活動報告書」の添付がない場合は、受付できません。
- ・「領収証書」や「援助活動報告書」の再交付はできませんので、紛失しないようご注意ください。
- ・ご家族のうち、住民票が宇都宮市外にある方がいる場合は、子ども政策課までご連絡ください。
- ・申請書は市のホームページからダウンロードできます。

申請書の  
ダウンロードはコチラから



## 05 補助額の決定について

補助金交付申請書の受付後、内容を審査し、補助金の決定通知書を送付します。  
また、請求書に記載の保護者等の口座へ振り込みます。  
※ 申請から支払いまで、概ね2か月かかります。

一時預かり保育(ゆうあいひろば)及びファミリーサポートセンターは、一時的・臨時的な預かりを行う制度です。

長時間・連用の利用の場合には、お子様の特性に合わせた適切な支援に向けて、養育状況等について確認させていただく場合があります。

## お問い合わせ

宇都宮市役所子ども部子ども政策課 企画調整グループ 電話:028-632-2342